

計画の実現に向けて

第6章

1 住まいづくりの成果指標

本計画の基本目標及び各施策の達成状況を示すため、次のとおり成果指標を設定します。

成果指標は、代表的な指標（数値）としますが、現状で定量的な統計データ等が得られるものとするため、全ての施策に対応した指標とはなっていません。なお、施策評価の際には、その時点で得られる、あるいは推計されるデータを基に進捗状況を評価することとします。

基本目標1 魅力ある、住みたい 住み続けたい住宅・住環境づくり			
	過去	現状	目標
「住宅対策の推進」の市民実感度 [出典：市民相談情報課調べ]	—	26.2% (令和元年度)	調査の都度向上
空き家・空き地バンク成約件数（累計） [出典：定住促進室調べ]	255 件 (平成 18 年度 ～令和元年度)	289 件 (令和 2 年 12 月末日現在)	740 件以上 (令和 12 年度)
空き家の解消件数（累計） [出典：定住促進室調べ]	—	100 件 (平成 30 年度)	1,000 件 (令和 12 年度)

基本目標2 安心して暮らせる安全な住宅・住環境づくり			
	過去	現状	目標
高齢者のいる住宅のバリアフリー化率 [出典：住宅・土地統計調査]	33.7% (平成 20 年)	38.4% (平成 30 年)	50.0% (令和 10 年)
住宅の一定の省エネルギー対策率 [出典：住宅・土地統計調査]	19.0% (平成 20 年)	26.7% (平成 30 年)	40.0% (令和 10 年)
住宅の耐震化率 [出典：桐生市耐震改修促進計画]	67.6% (平成 27 年度)	74.3% (令和 2 年度)	85.0% (令和 7 年度)

基本目標3 安定した居住を確保できる住宅・住環境づくり			
	過去	現状	目標
最低居住面積水準未達率 [出典：住宅・土地統計調査]	3.2% (平成 20 年)	2.9% (平成 30 年)	早期に解消 (令和 10 年)
市営住宅の目標ストック数 [出典：建築住宅課調べ]	—	2,779 戸 (令和 2 年 9 月 1 日現在)	2,450 戸 (令和 12 年度)
リフォーム実施戸数 [出典：住宅・土地統計調査]	10,610 戸 (平成 21 年 ～平成 25 年)	10,750 戸 (平成 26 年～ 平成 30 年)	22,000 戸 (令和元年～ 令和 10 年)

基本目標 1 魅力ある、住みたい 住み続けたい住宅・住環境づくり

「住宅対策の推進」の市民実感度

「市民の声」アンケートの「桐生市は住み続けたい生活の場としての住環境が整っている」という質問に対して、「大いに感じる」と「やや感じる」を合わせた「感じる」と回答した人の割合（市民実感度）を高めます。

[出典：市民相談情報課調べ]

設定方法	過去	現状	目標
市政や生活環境についての意識や意見などの傾向を2年毎に調査している「市民の声」アンケートの結果を基に設定	—	26.2% (令和元年度)	調査の都度向上

空き家・空き地バンク成約件数（累計）

桐生市内への移住・定住の促進にあたり、提供する空き家・空き地情報を充実するとともに、空き家・空き地の利活用を更に促進するため、空き家・空き地バンクの成約件数の増加を目指します。

[出典：定住促進室調べ]

設定方法	過去	現状	目標
桐生市第六次総合計画実施計画（令和3～5年度）の目標指標（年間44件）を基にその後も同様に推移した場合を想定し、設定	255件 (平成18年～令和元年)	289件 (令和2年12月末日現在)	740件以上 (令和12年)

空き家の解消件数（累計）

桐生市空き家等対策計画に基づき、空き家等対策の三本柱（抑制、除却、利活用）に掲げる空き家等の適正管理・発生抑制、除却・減少、利活用促進のための啓発活動や支援を行い、空き家の減少を目指します。

[出典：定住促進室調べ]

設定方法	過去	現状	目標
桐生市空き家等対策計画（平成30～令和4年度）の目標指標（年間概ね100件）を基にその後も同様に推移した場合を想定し、計画期間中の目標件数を設定	—	100件 (平成30年度)	1,000件 (令和12年度)

基本目標2 安心して暮らせる安全な住宅・住環境づくり

高齢者のいる住宅のバリアフリー化率

高齢者（65歳以上）の居住する住宅について、高齢者が安心して暮らせるよう、一定のバリアフリー対策（2箇所以上の手すりを設置または屋内の段差解消の実施）を行った住宅ストックの比率の増加を促進します。

[出典：住宅・土地統計調査]

設定方法	過去	現状	目標
平成20年から平成30年までの10年間の増減率と同様に推移した場合(43.8%)に施策の実施によるバリアフリー化の促進を想定し、設定	33.7% (平成20年)	38.4% (平成30年)	50.0% (令和10年)

住宅の一定の省エネルギー対策率

地球環境負荷軽減への対応のため、住宅の省エネルギー対策（既存・新築全ての住宅における、全部または一部の窓に2重サッシまたは複層ガラスを使用）を行った住宅ストックの比率の増加を促進します。

[出典：住宅・土地統計調査]

設定方法	過去	現状	目標
平成20年から平成30年までの10年間の増減率と同様に推移した場合(37.5%)に施策の実施による省エネルギー対策の促進を想定し、設定	19.0% (平成20年)	26.7% (平成30年)	40.0% (令和10年)

住宅の耐震化率

令和2年度に策定された「第3期桐生市耐震改修促進計画」では、住宅の除却や建替え、耐震改修の実施等の自然更新に加えて、耐震化を促進するための施策の誘導により、令和7年度までの住宅の耐震化率を85.0%まで促進することを目標としています。

本計画でも同様に耐震性を有する住宅ストックの比率の増加を促進します。

[出典：桐生市耐震改修促進計画]

設定方法	過去	現状	目標
「第3期桐生市耐震改修促進計画（令和3年3月）」の耐震化の目標に準じて、設定	67.6% (平成27年度)	74.3% (令和2年度)	85.0% (令和7年度)

基本目標3 安定した居住を確保できる住宅・住環境づくり

最低居住面積水準未満率

「世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準」として、全国一律に規定されています。

公営住宅の供給等により最低居住面積水準未満世帯の解消を図ります。

[出典：住宅・土地統計調査]

設定方法	過去	現状	目標
平成 20 年から平成 30 年までの 10 年間の増減率と同様に推移した場合(2.6%)に施策の実施による最低居住面積水準未満世帯の解消の促進を想定し、設定	3.2% (平成 20 年)	2.9% (平成 30 年)	早期に解消 (令和 10 年)

市営住宅の目標ストック数

長寿命化計画で定めた市営住宅の目標ストック数に準じた住宅の供給を図ります。

[出典：建築住宅課調べ]

設定方法	過去	現状	目標
「桐生市公営住宅等長寿命化計画(令和 2 年 3 月)」の目標ストック数に準じて、設定	—	2,779 戸 (令和 2 年 9 月 1 日現在)	2,450 戸 (令和 12 年度)

リフォーム実施戸数

住宅を長く大切に使う社会の実現のため、住宅の適正な維持管理及びバリアフリー化されていない住宅等のリフォーム等を総合的に促進します。(増改築・改修工事等、高齢者のための工事、耐震改修工事のいずれかを実施した住宅戸数)

[出典：住宅・土地統計調査]

設定方法	過去	現状	目標
平成 21 年から平成 30 年までの 5 年ごとの増減率と同様に推移した場合の合計値(21,830 戸)に施策の実施によるリフォーム工事の促進を想定し、設定	10,610 戸 (平成 21 年 ～平成 25 年)	10,750 戸 (平成 26 年～ 平成 30 年)	22,000 戸 (令和元年～ 令和 10 年)

2 住まいづくりの役割と施策の推進

本計画の着実な推進に向けて、市民・事業者・行政が適切な役割分担のもと協働する必要があります。また、関係機関との連携により施策を効果的に推進します。

(1) 住まいづくりの役割

①市民の役割

ア. 市民

市民は自らが住まい手である一方、行政だけでは十分な対応が見込めない身近な課題に関して主体的に対処していく住まいづくりの担い手であることが求められます。

それぞれが住生活の向上や居住の安定に努めるとともに、住宅が個人の資産としてだけでなく、都市やまち並みを構成する重要な要素であることを認識し、次世代へ継承される良質な住宅ストックの形成や良好な地域コミュニティの維持・向上のため、積極的に行動する役割が期待されます。

イ. NPO 法人等の市民組織

建築、福祉、防災等の各分野の専門家や、住民が主体となって地域づくりに取り組む NPO 法人等の市民組織は、それぞれが持っている知識や技能を生かし、「市民による主体的なまちづくり」を継続的にサポートする役割が期待されます。

②事業者の役割

本計画の基本目標は、市場を通じて実現されることを基本とするため住生活産業を担う民間事業者の役割が重要となります。

事業者は、自らがつくる住宅や住宅地が市民の豊かな住生活の実現を大きく左右し、将来にわたって地域の住環境に影響を与えるものであることを認識し、安全、安心で住みよい環境を提供していく役割が期待されます。

そのため、適切な情報や良質なサービスを提供するとともに、法令を遵守し、公正な取引による健全な住宅市場の形成を図る役割が期待されます。

③行政の役割

ア. 市

地域に最も身近で適した住宅政策の主体として、きめ細やかな住環境の整備、市営住宅等の供給や管理を通じた住民の居住の安定確保を行うとともに、まちづくりや福祉、防災分野と連携し総合的に住宅施策を推進する役割を担っています。

イ. 群馬県

広域的な自治体として、事業者、市のみでは解決できない課題に対し、それぞれの主体と協働して問題の解決にあたり、それぞれの主体の取組が促進されるよう、制度的な枠組みを整えるなどの支援や補完を行うとともに、総合的な住宅政策のビジョンを示す役割を担っています。

(2) 住まいづくりの施策の推進

①関係機関等との連携

住まいづくりに関する総合的・体系的な施策展開を図るため、庁内関連部署との連携を強化します。

また、多様化する住宅・住環境問題に対応し、桐生市の住宅施策を推進するため、国・県の住宅施策に関する動向を把握するとともに、緊密に連携を図ります。

②市民組織・住まいづくり連携

幅広い市民の参加を得ながら、住まいづくりを多面的・効果的に促進するため、NPO 法人等の各種市民組織や住まいづくり組織との連携を図ります。

また、住まいづくり組織に対する情報の提供やアドバイス、相互の連携や情報交換等、住まいづくりのきめ細かな対応が可能な相互連携体制の確立を支援します。

③住まいづくりの情報提供の充実

住宅の性能・品質、住宅ローン、各種補助金・税制等、市民の居住ニーズに応じた多岐にわたる情報提供の充実を図ります。

また、住宅の取得や維持管理、耐震関係に対する市民の不安を解消するため、長期優良住宅の建設や各種リフォームなど、様々な問題に対する相談窓口の充実を図ります。

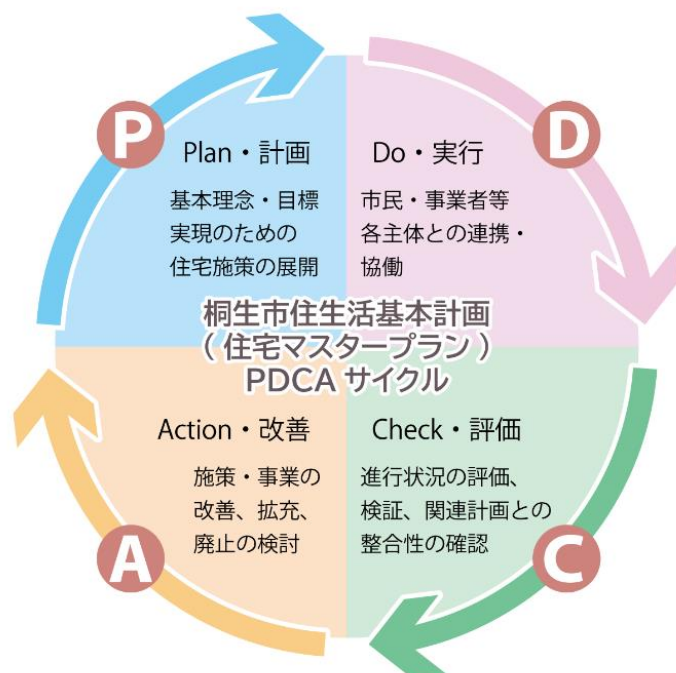
④計画の周知

本計画に位置づけた各種の住宅施策について、市民が住生活に関する様々な問題や課題に直面した時に本計画を活用できるよう本市のホームページでの周知をはじめ、住宅関連事業や各種イベント、まちづくりや福祉など関連する分野においても積極的に周知を図るよう、庁内関連部署と連携した周知活動を進めます。

(3) 計画の進行管理と見直し

本計画の着実な推進を図るため、施策の進行状況について庁内関連部署に照会して把握するとともに、指標の達成状況を評価するなど、PDCA サイクルによる進行管理に努めます。

また、住生活に関する市民ニーズや時代の潮流、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行います。



SDGs と桐生市住生活基本計画（住宅マスタープラン）

〔SDGs とは〕

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2020」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。



普遍性	先進国を含め、全ての国が行動
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
参画型	全てのステークホルダー（利害関係者）が役割を
統合性	経済・社会・環境に統合的に取り組む
透明性	定期的にフォローアップ

〔SDGs と住生活基本計画（住宅マスタープラン）〕

SDGsは、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものであり、桐生市住生活基本計画で掲げる基本理念を実現するための“持続可能なまちづくり”の目標としても捉えることができます。

本計画は住宅対策の推進（住生活の整備）等を図る観点から、SDGsの17の目標のうち「11. 住み続けられるまちづくりを」を関連する目標として掲げ、SDGsの達成につなげていきます。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



